

夕張市告示第 117 号

次のとおり条件付一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

令和 8 年 9 月 18 日

北海道夕張市長 厚 谷 司

1 入札に関する事項

(1) 契約の目的、業務名称

令和 8 年度 固定資産税家屋評価システム導入及び運用・保守業務委託契約

(2) 契約の目的の仕様等

入札説明書による

(3) 契約期間

契約締結の日から令和 9 年 3 月 31 日まで

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号、以下「政令」という。）第 167 条の 4 第 1 項に規定する者でないこと。
- (2) 政令第 167 条の 4 第 2 項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員及び同条第 6 号に規定する暴力団員並びにその利益となる活動を行う者及び密接な関係を有する者でないこと。
- (4) 夕張市契約規則（昭和 39 年 4 月 14 日規則第 9 号、以下「規則」という。）第 2 条による名簿に登載されている者であること。
- (5) 市が行う一般競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (6) 情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）認証（ISO/IEC 27001 / JIS Q 27001）若しくはプライバシーマークの認定を受けている事業者であること。
- (7) 資格審査の申請をする日の過去 2 年間に於いて、国又は地方公共団体（以下「地方公共団体等」という。）から固定資産税家屋評価システム導入に係る契約の受注実績が 2 件以上あり、かつ誠実に履行した者であること。また、当該受注実績のうち 1 件以上は北海道内に所在する地方公共団体等との受注実績であること。なお、長期継続契約で受注したもので、固定資産税家屋評価システムの導入が完了し、以降は保守業務等を継続しているものについても、当該受注実績として認めるものとする。

3 競争入札参加資格審査申請書等の提出

入札参加希望者は、2 に掲げる資格を有するか審査するため条件付一般競争入札参加資格審査申請書のほか、関係書類（以下「申請書等」という。）を提出しなければならない。

(1) 提出書類

入札説明書による

(2) 提出期間

令和 8 年 9 月 18 日（金）から令和 8 年 9 月 29 日（火）まで（ただし土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年 7 月 20 日法律第 178 号）に定められた祝日（以下「祝日」という。）は除く。）

(3) 提出場所

〒068-0492 夕張市本町 4 丁目 2 番地
夕張市税務課賦課係

(4) 提出方法

持参又は郵送による。

4 入札参加資格の審査

- (1) この入札は、政令第 167 条の 5 の 2 の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者が 2 に掲げる資格を有するか審査を行い、その結果を書面により申請者に通知する。

5 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付期間

上記「競争入札参加資格審査申請書等の提出」の (2) に同じ。

(2) 交付場所

上記「競争入札参加資格審査申請書等の提出」の (3) に同じ、又は夕張市ホームページ。

(3) 交付方法

直接交付又は夕張市ホームページによる交付とし、送付又はファクシミリでは行わない。

6 契約条項を示す場所

夕張市本町 4 丁目 2 番地 夕張市役所税務課賦課係

7 入札執行の場所及び日時

- (1) 入札場所 夕張市本町 4 丁目 2 番地 夕張市役所 4 階第 2 会議室

- (2) 入札日時 令和 8 年 1 0 月 8 日 (木)、午前 11 時

- (3) 開札場所 (1) と同じ

- (4) 開札日時 (2) と同じ

- (5) そ の 他 「条件付一般競争入札参加資格審査結果通知書」の写しを提出すること。

8 入札保証金

- (1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の 100 分の 5 に相当する額以上の入札保証金を納付し、又はこれに代える国債、地方債その他市長が確実と認める担保を、入札を行う 1 時間前までに提供すること。
- (2) 入札保証金の納付、免除、納付方法等は、政令第 167 条の 7 並びに規則第 6 条及び第 7 条の定めるところによる。

9 契約保証金

- (1) 契約を締結する者は、契約金額の 100 分の 10 に相当する額以上の契約保証金を納付し、又はこれに代える国債、地方債その他市長が認める担保を提供すること。
- (2) 契約保証金の納付、免除、納付方法等は、政令第 167 条の 16 及び規則第 25 条の定めるところによる。

10 送付による入札の可否

認めない。

1 1 契約書作成の要否

要する。

1 2 その他

(1) 最低制限価格

最低制限価格は設定しない。

(2) 予定価格の公表

予定価格は公表しない。

(3) 無効入札

開札の時に於いて、2に規定する資格を有しない者のした入札、規則第11条に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(4) 落札者の決定方法

入札書記載の入札価格（税抜）が予定価格の範囲内で、かつ最低の者（有効な入札に限る。）を落札者とする。

(5) 入札書記載金額

ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。（税抜価格）

イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。

(6) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名 称 夕張市役所税務課賦課係

イ 所在地 〒068-0492 夕張市本町4丁目2番地

(7) 前金払

前金払はしない。

(8) 部分払

部分払はしない。

(9) 単独入札の取扱い

初度の入札において、入札者が1人の場合であっても、入札を執行する。

(10) 入札の取りやめ又は延期

この入札は、取りやめること又は延期することがある。

(11) 再入札

再入札は1回まで行う。

(12) 入札結果の公表

入札結果は、公表する。

(13) その他

このほか、競争入札心得その他関係法令の規定を承知すること。